

国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に
関する協議のためのワーキンググループ 運営要領

国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に
関する協議のためのワーキンググループ（以下「WG」という。）の運営について
は、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. WG の協議事項は、以下のとおりとする。
 - (1) 基本計画の策定に関すること
 - (2) 基本計画の目標の達成状況に関すること
 - (3) 本法律の関連施策に関すること
 - (4) その他医療機器の研究開発及び普及の促進に関する、関係者の連携及び協力に関すること
2. WG は、原則、非公開とする。
3. WG の資料及び議事要旨は、原則として公表する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、資料及び議事要旨の全部又は一部を公表しないものとする
ができる。
4. 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
5. この運営要領に定めるもののほか、WG の運営に関し必要な事項は、WG で定
める。